

第1回 化粧品とは

平尾 哲二 Hirao Tetsuji 武庫川女子大学薬学部 特任教授
化粧品メーカーにて長く皮膚基礎研究や製品開発に従事。その後、千葉科学大学薬学部教授、武庫川女子大学薬学部教授（化粧品科学研究室）。2023年より現職

はじめに

化粧品は私たちの生活に欠かせないものですが、店頭には様々な化粧品が並べられており、選ぶ楽しみもある一方で、どのようにして選んだらよいのか迷われるのではないのでしょうか。また、ネット上に溢れる化粧品に関する情報も実に多様で、どれを信じてよいものか、迷いに拍車をかけてしまいます。そこで、この連載では、化粧品に関心を持った消費者が、化粧品を選ぶ前に知っておきたい基本的な知識、肌の構造やメカニズム等を分かりやすく解説していきます。第1回では、まず、化粧品の定義などについて述べていきます。なお、この連載では、日本における法規制などに基づいた解説を主体としていますので、海外では化粧品に関するルールが異なることをお含みおきください。

化粧——日本語では「化ける」「粧う」という漢字を当てます。身なりを整えたり、美しく飾ったりするために変化することを指し、お化粧というとは一般的にはメイクすることを連想しますね。しかしながら、メイクだけでなく、肌を清潔に健やかに保つことも、ヘアスタイルを整えることも、広い意味では化粧といえ、それを実現するのが化粧品です。化粧品のことを英語ではcosmeticsといいます。cosmos（ギリシャ語のkosmos[秩序]が語源）から派生したといわれています。すなわち、秩序だった世界を作り出すのが化粧品cosmeticsです。

化粧の概念は文化的背景とともに歴史的に変遷してきています。古代では、魔除けの意味合いや宗教的な儀式などで化粧が施されていました

が、中世になると身分の高さを象徴するために化粧行為が行われてきました。日本では江戸時代に元禄文化を背景として庶民にも化粧が広がりましたが、明治時代になると欧米文化の流入の影響を強く受けました。大正、昭和、平成を経て現在の令和を迎えていますが、ファッションやメディアの変遷とともに化粧も大きく変化したことはいうまでもありません。

化粧品の定義

化粧品の現在の定義のベースが作られたのは、1960（昭和35）年に制定された薬事法です。薬事法では、医薬品、医薬部外品、化粧品が定義され、それらの品質、安全性、有効性などが規制されました。

その後の法改正を経て、2014（平成26）年に施行された「医薬品、医療機器等の品質、有効性および安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法、いわゆる薬機法）」において、化粧品とは、「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう」と定められています（2条3項）。簡単にいうと、化粧品とは「美しくなるために塗って使うもので、作用が穏やかなもの」とすることができます。

化粧品と医薬品との違い

医薬品との違いを整理してみましょう（表1）。医薬品は、病気の治療に用いるもので、症状が治



まれば服用をやめます。もちろん、ビタミン剤など毎日服用する保健薬もありますが、鎮痛剤などをイメージしてください。一方、化粧品は、清潔さを保ち美しくなるために毎日使うものです。

医薬品には注射、内服、外用などいろいろな投与ルートがありますが、化粧品には外用、すなわち塗ることしか認められていません。美容目的のドリンクなども市販されていますが、あくまでもサプリメントなどの食品であり化粧品ではありません。

医薬品には効果（有効性）とのバランスで、ある程度の有害事象（副作用）も許容しなければならぬ場合もあります

が、化粧品に副作用はあってはなりません。したがって、毎日使ってもトラブルを起こさないという高度な安全性の確保が求められます。さらに、化粧品には、使いやすさ、心地よさも求められます。毎日、気持ちよく使える化粧品に出会えたら、お気に入りとなり、思わずリピートしてしまいますね。

前述のように医薬品と化粧品との違いは明確なのですが、その中間的な位置づけとして、医薬部外品というカテゴリーがあります（表1）。医

表1 化粧品と医薬部外品、医薬品との違い

※筆者作成（表2も同じ）

	化粧品	医薬部外品（薬用化粧品）	医薬品
使用目的	保健、衛生、美化、魅力アップ		治療、診断、予防
用法	外用		内服、注射、外用など
特徴	・人体に対する作用が緩和 ・健常人が長期にわたり連用する		・身体の構造や機能に影響を及ぼす（薬理作用） ・原則として疾病時のみ用いる
有害事象	あってはならない		効能とのバランスでやむを得ない場合もある
表示	全成分表示 有効期限表示なし	「医薬部外品」「薬用」と明示 有効成分、効能表示（化粧品の効能以外の効能）	有効成分と配合量 効能表示 有効期限表示あり
備考	効能は56項目に限る	医薬部外品には、薬用化粧品のほかに、酸化染毛剤、パーマネント・ウェーブ用剤、育毛剤、除毛剤、腋臭防止剤、殺虫剤、指定医薬部外品などがある	医薬品には、医療用、一般用（第一類、第二類、第三類）があり、日本薬局方収載品も該当する

表2 化粧品の種類（目的別、医薬部外品を含む）

		使用目的	主な製品
スキンケア		洗浄	メイク落とし、洗顔フォーム
		整肌、肌の保護	化粧水、乳液、クリーム、美容液
メーキャップ		ベースメーキャップ	ファンデーション、おしろい
		ポイントメーキャップ	口紅、頬紅、アイシャドー、アイライナー、エナメル
ボディケア		浴用	石けん、ボディソープ、入浴剤
		紫外線防御	日焼け止めクリーム、サンスクリーン
		制汗、防臭	デオドラントスプレー
ヘア ケア	頭髪用	洗浄、トリートメント	シャンプー、リンス、ヘアトリートメント
		整髪	ヘアムース、ヘアワックス
		パーマネント・ウェーブ	パーマネント・ウェーブ用剤（1 剤、2 剤）
		染毛、脱色	ヘアカラー、ヘアブリーチ、ヘアマニキュア
	頭皮用	育毛、養毛	育毛剤、ヘアトニック
オーラルケア		歯みがき	歯みがき、洗口剤
フレグランス		芳香	香水、オーデコロン

薬部外品は、薬機法で規定される日本独自のカテゴリーで、栄養補給ドリンクや殺虫剤などに加えて、使用目的が化粧品と同じく美容目的のものが 있습니다。薬用化粧品やパーマネント・ウェーブ用剤、ヘアカラーのうち酸化染毛剤などが該当します。薬用化粧品には、肌荒れ防止化粧品やいわゆる美白化粧品などがありますが、化粧品ととてもよく似ており店頭では並んで陳列されているため、消費者は区別することなく手に取るケースもあるでしょう。



化粧品の種類とその効能

化粧品には様々な種類があります。そこで、化粧品(医薬部外品を含む)を目的別に分類して表2に示しました。スキンケア化粧品、メーキャップ化粧品、ボディケア化粧品、ヘアケア化粧品、オーラルケア、フレグランスに大別されます。もちろん、スキンケア効果を付与したメーキャップ化粧品、香りを楽しむハンドクリームなど、カテゴリーの線引きは明確でない場合もあります。彩るメイクのためのメーキャップ化粧品はイメージしやすいですが、多くの人が毎日使う洗顔料やシャンプーも化粧品です。歯みがきも化粧品カテゴリーに該当するのは、意外に思われるかもしれません。

化粧品の形態も様々で、液状のもの、固体のもの、乳液のように粘度のあるゲル状のもの、粉末状のものなど、目的や使用法により多岐に及びます。これらを^{ざいけい}剤型といますが、特に使い心地に影響するため、化粧品メーカーは消費者に心地よく使ってもらえるような様々な工夫を凝らしています。

これらの化粧品の効能の範囲は56項目に定められています(表3)。例えば、「(1)頭皮、毛髪を清浄にする」はシャンプーの効能、「(25)皮膚の水分、油分を補い保つ」は保湿化粧品の効能、「(36)日やけを防ぐ」はサンスクリーンの効能です。多少の表現の言い換えはありますが、化粧品の効能として標ぼうすることが許されるのは、この56効能の範囲までです。この範囲を越えた効果を発揮するものは、医薬部外品(薬用化粧品)として厚生労働省の承認を得たうえで製造・販売しなければなりません。

化粧品の成分表示

化粧品の容器や包装には、名称や製造販売元など一定のルールに基づいて様々な情報が記載されています。化粧品は多様な成分から構成されている集合体で、それらの成分は原則として

表3 化粧品の効能(56項目)

分類	効能
ヘアケア	(1) 頭皮、毛髪を清浄にする。 (2) 香りにより毛髪、頭皮の不快臭を抑える。 (3) 頭皮、毛髪をすこやかに保つ。 (4) 毛髪にはり、こしを与える。 (5) 頭皮、毛髪にうるおいを与える。 (6) 頭皮、毛髪のうるおいを保つ。 (7) 毛髪をしなやかにする。 (8) クシどおりをよくする。 (9) 毛髪をつやを保つ。 (10) 毛髪につやを与える。 (11) フケ、カユミがとれる。 (12) フケ、カユミを抑える。 (13) 毛髪の水分、油分を補い保つ。 (14) 裂毛、切毛、枝毛を防ぐ。 (15) 髪型を整え、保持する。 (16) 毛髪の帯電を防止する。
スキンケア ボディケア	(17) (汚れをおとすことにより)皮膚を清浄にする。 (18) (洗浄により)ニキビ、アセモを防ぐ(洗顔料)。 (19) 肌を整える。 (20) 肌のキメを整える。 (21) 皮膚をすこやかに保つ。 (22) 肌荒れを防ぐ。 (23) 肌をひきしめる。 (24) 皮膚にうるおいを与える。 (25) 皮膚の水分、油分を補い保つ。 (26) 皮膚の柔軟性を保つ。 (27) 皮膚を保護する。 (28) 皮膚の乾燥を防ぐ。 (29) 肌を柔らげる。 (30) 肌にはりを与える。 (31) 肌にツヤを与える。 (32) 肌を滑らかにする。 (33) ひげを剃(そ)りやすくする。 (34) ひげそり後の肌を整える。 (35) あせもを防ぐ(打粉)。 (36) 日やけを防ぐ。 (37) 日やけによるシミ、ソバカスを防ぐ。 (56) 乾燥による小ジワを目立たなくする。(注)
フレグランス	(38) 芳香を与える。
ネイルケア	(39) 爪を保護する。 (40) 爪をすこやかに保つ。 (41) 爪にうるおいを与える。
リップケア	(42) □唇の荒れを防ぐ。 (43) □唇のキメを整える。 (44) □唇にうるおいを与える。 (45) □唇をすこやかにする。 (46) □唇を保護する。□唇の乾燥を防ぐ。 (47) □唇の乾燥によるカサツキを防ぐ。 (48) □唇を滑らかにする。
オーラルケア	(49) ムシ歯を防ぐ。 (50) 歯を白くする。 (51) 歯垢を除去する。 (52) □中を浄化する(歯みがき類)。 (53) □臭を防ぐ(歯みがき類)。 (54) 歯のやにを取る。 (55) 歯石の沈着を防ぐ。 (49-51, 54-55 使用時にブラッシングを行う歯みがき類)

※薬食発0721第1号通知をもとに、筆者が分類を加えた
(注) 2011年に(56)が追加された



すべて記載されています(全成分表示といいます)。この全成分表示は2001年の規制緩和に伴ってスタートしました。この規制緩和によって化粧品のモノづくりは大きく変革しました。少し解説を加えます。従前は、化粧品基準に収載された成分を使用して化粧品を製造し、開発した1品目ごとに届出が必要でした。規制緩和により化粧品メーカーは化粧品基準に収載されていない新原料も使うことが可能となり、原則として届出も不要となりました。モノづくりの自由度は格段にアップしましたが、当然ですが品質保証に関する企業責任はより重くなったこととなります。その一方で、どのような成分を使って化粧品を製造しているのか開示されることが義務づけられました。これが現在の全成分表示の始まりです。

化粧品に高度な安全性が求められることはいうまでもありません。しかし、ごくまれに特定の成分に対してかぶれなどのアレルギーを起こす場合があります。もしアレルギーを起こす特定の成分が分かっていたら、全成分表示を参照して、避けることが可能となります。このように消費者保護の目的もあり、全成分表示が始まりました。しかし、カタカナがずらっと並んだ全成分表示を読み解くのは難解ですね。一定のルールが決められていますので、主なポイントを解説します。

第一に、配合量の多い順番に成分が記載されていることです。化粧水では、「水」が先頭に記載されているものがほとんどでしょう。

第二に、業界団体が決めた一定の名称で記載されていることです。同じ成分を、A社は〇〇、B社は△△と記載したのでは、消費者はそれらが同じ成分とは読み解くことができません。そこで、化粧品メーカーの業界団体である日本化粧品工業会が定めた成分名称を、原則として使うことになっています*。専門知識は必要ですが、その成分名称を検索すると、成分の構造や化学的性状などの情報を入手することも可能です。

そのほかにも細かなルールがありますが、詳細は割愛します。

薬用化粧品の成り立ち

化粧品のモノづくりはかなり自由化が進み、製造販売業としての認可を受けたメーカーは自由にモノづくりできるようになっています。しかし効能は表3に示した56効能の範囲に限定されていますから、化粧品メーカーは差別化のためにいろいろな工夫をします。〇〇成分配合など、よく耳にしますが、法規制の下では、化粧品ではある特定の成分が効果を発揮するというより、複数の配合成分による製剤的な工夫も併せて製品全体で効能を発揮すると考えます。もちろん、それぞれの配合成分には目的があり、科学的には特定の成分が機能を発揮する場合もあります。

一方で、医薬部外品の成り立ちはまったく異なります(表1)。医薬品に含まれる薬効成分と同じように、医薬部外品には有効成分が含まれています。薬用化粧品も医薬部外品の一部ですから、必ず有効成分が配合されています。有効成分を含む製品として申請し承認を得たうえで、化粧品とは異なる効能を訴求して製造・販売されています。薬用化粧品の成分表示は化粧品の場合とは異なっています。薬用化粧品では「薬用」あるいは「医薬部外品」と明示すること、含まれている有効成分を必ず明示することが義務づけられています。また、薬用化粧品に含まれる有効成分以外の成分(医薬部外品添加物といいます)の全成分表示は法的には義務づけられていませんが、前述の化粧品の全成分表示に準じて多くのメーカーが成分表示を行うようになってきています。ただし、成分表示名称が化粧品成分名称と異なる場合があるなど、化粧品の場合とは異なるルールで記載されているのが現状です。

消費者にとっては分かりにくいですが、まずは、化粧品なのか薬用化粧品なのか見分けて、お手に取ってください。

* 日本化粧品工業会ウェブサイト「全成分表示名称作成業務」<https://www.jcia.org/user/business/ingredients/>